

## 産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和4年9月8日(木)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

議案第92号 広島県水道広域連合企業団の設立について

議案第70号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

議案第71号 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

4 出席委員 弓掛 元, 重信好範, 新家良和, 鈴木深由希, 伊藤芳則, 新田真一, 増田誠宏

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【水道局】加藤水道局長, 濱口水道課長, 高尾建設係長, 大谷営業係長

【産業振興部】中廣産業振興部長, 山西商工観光課長, 浜野商工労働・企業誘致係長

【建設部】秋山建設部長, 大前都市建築課長, 新谷都市計画係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○弓掛委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの産業建設常任委員会の令和4年9月定例会のフォルダでございます。審査順の通り行いたいと思います。なお、新型コロナウイルス感染症予防対策として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと考えております。また、十分な審査を効率的に行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。議案第92号「広島県水道広域連合事業団の設立について」審査します。

なお、中継の都合上、説明及び答弁は着座のままお願いいたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤水道局長

○加藤水道局長 はい。まず冒頭、昨日の本会議で議案の撤回、再提出に至ったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。深くお詫びを申し上げます。今後こういったことがないように努めて参りたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは水道局から、議案第92号についてご説明申し上げます。タブレットに資料を入れておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、1 提案理由です。広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町の水道事業の経営に関する事務、

水道用水供給事業の経営に関する事務及び工業用水、同事業の経営に関する事務を処理するため、広島県水道広域連合企業団を設立することに伴い、同企業団規約を制定することについて、広島県及び当該市町と協議するため、市議会の議決をお願いするものです。

次に、2 提出内容の要旨です。地方自治法第284条第3項の規定により、広島県及び当該市町と協議するため、同法第291条の11の規定により、市議会の議決が必要となります。議決後は、広島県水道広域連合企業団の設立に関する広島県水道広域連合企業団規約を定め、総務省に企業団設置許可を申請し、許可を得て、令和4年11月に広島県水道広域連合企業団を設立し、令和5年4月1日から、企業団として事業開始を目指すこととなります。

次に、3 概要説明です。企業団設立に向けたこれまでの動きとしまして、平成30年12月に水道法が改正をされ、都道府県に、水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務が規定されました。水道事業は、人口減少による給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などの課題への対応が必要になっている状況にあります。これらの課題に対応するため、将来にわたって水道サービスを安定的に供給するための方針として、令和2年6月に、広島県が広島県水道広域連携推進方針を策定しており、令和3年4月には、広島県と統合に賛同する市町が広島県水道企業団設立準備協議会を設立し、令和3年度には3回の企業団設立準備協議会を開催しました。令和4年7月に、第4回企業団設立準備協議会を開催し、広島県水道企業団事業計画案及び企業団規約案などを取りまとめたところです。現在、広島県と統合に賛同する本市を含む14市町におきまして、令和4年11月の水道企業団設立に向けて取り組んでいるところです。

2ページをご覧ください。まず統合効果ですが、三次市は令和5年度からの40年間、72億円の概算効果を見込んでいます。内訳につきましては、資料をご覧ください。

次に、1 m<sup>3</sup>当たりの水道料金として、10年後の令和14年度では、単独経営した場合343円、統合した場合296円と試算しており、47円の統合効果を見込んでいます。また、40年後の令和44年度には、単独の場合497円、統合の場合414円と試算しており、83円の統合効果を見込んでいます。人口減少に伴う給水収益の減少や施設の更新費用の増加等により、単独経営でも事業統合でも、水道料金の改定は避けて通れないと考えますが、統合を要件とする国交付金に加え、施設や維持管理の最適化によるコスト縮減、省力化を図ることにより、単独経営を維持するより、料金の上昇幅を抑制することができると考えています。

次に、今後の市議会のスケジュールとしまして、本会議で議決、今議会で議決をいただきましたら、12月議会で企業団議会議員を1名選出していただく予定です。また3月議会では、市水道事業関連の条例廃止議案の審議と、令和5年度一般会計当初予算案、企業団への負担金と出資金についてですが、これの審議を、お願いする予定です。

次に、企業団設立から事業所開始までのスケジュールですが、11月に、企業団設立と企業庁を選出、1月に第1回企業団議会において、議長、副議長の選出、令和5年度予算案と条例案が審議され、令和5年4月、企業団による事業が開始するというスケジュールになっております。最後に、7月25日に県庁で開催した第

4回広島水道企業団設立準備会の資料を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。この資料は、広島県のホームページに掲載されており、本市ホームページでもリンクからご覧いただけるようになっております。2ページ下の添付資料1から6としておりますが、昨日、議案の撤回をさせていただきましたので、資料4につきましては添付をしておりませんので、ご理解いただければと思います。

以上で議案第92号、広島県水道広域連合企業団の設立についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 はい。昨日、撤回された議案との兼ね合いなんですけど、一定の説明をいただいたんですが、その中で第20条の2項ですよ。変更になった部分。給水区域とする、水道事業の経営に関する事務の経費に対して10分の10というふうに変ってるんですが、これ元は構成団体との協議によって定めるっていう部分だったんですが、これ文言が変わってるだけで実態的にはもともと10分の10になる予定であったとの認識でよろしいのか、確認の意味でお伺いします。

それと2点目として、今回この規約で構成団体について確定されましたが、今後やはり構成団体をふやすっていうか、全県に向けていくっていう動きっていうのは今後されていくのか。その辺りお伺いします。

○弓掛委員長 加藤水道局長。

○加藤水道局長 はい。先ほど、委員言われましたようにですね、基本的なところは変わっておりません。地方自治法第291条の9のところですね、その構成団体の分布金に関して定める場合、これは客観的な指標に基づかなければならないというふうに規定をされておりまして、今回、企業団、構成団体との協議により定めるという文言でしたけども、そこがですね、総務省の方から地方自治法による規定を満たしていないというふうに判断をされて、修正に至ったものでございます。

○弓掛委員長 濱口水道課長

○濱口水道課長 構成団体が、広島県含め147ということになっておりますが、広島市福山市、呉市、他にも7市町が入っておりませんが、しかしながら、水道広域連携で企業団となった後に、事業効果を他の市町にも見ていただいて、効果があるというふうな認識をいただく中で、広域連合の企業団の方に入っていただきたいというふうな思いは、準備協議会の中で持っておりますので、現時点では、研修を共同で実施とかいうようなことで利益を図っていきながら、企業団に入っていただくような働きかけは今後も引き続き続けていくようになります。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 すいません。最初の質問ですが経緯については昨日もあったんで理解するんですが、実態的に10分の10ってもともと10分の10っていう、実質的に変わってないのかっていう部分でちょっとお伺いしたかったんですが、それが1点目と、2点目の質問に関して7市町、効果を見て加入されるかどうかっていう部

分なんです、もちろんこれは企業団の方でされるべきことだとは思いますが、やはり7市町っていうのは沿岸部とかの町が多く実態的には下流部で、今回加入される企業団に入る方は上流部っていう水源地となる地域が多いので、水源を守るっていう部分でしっかり努力している、日常より努力してる部分があると思いますんで、下流の7市町も効果を見てから入ってもらうという部分だけではなく、積極的に加入を推進していくお願いをしていくべきだと思いますが、再度お伺いします。

○弓掛委員長 加藤水道局長。

○加藤水道局長 はい。そもそもですね、それぞれ区分経理ということになりますので、三次水道を会計について負担相当分をですね、10分の10という基本的な考え方で整理をしていたのをですね、規約の中で改めて、その事業の事務経費に対し10分の10と明記をされたというふうに理解しております。

○弓掛委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 今入ってらっしゃらない市町に対しての働きかけというのは、効果が出てから働きかけをするのではなくて、継続的に働きかけをさせていただこうというところでございますので、今時点では、企業団に入らないという選択されましたけども、スケールメリットで言えば、人数が多い方が効果は出ますので、その意味からも入っていただきたいということで、働きかけは継続的に続けていくんですけども、判断していただく材料としては、広域連合企業団になった方がよかったというふうなのを見ていただきながら判断いただければということもありますので、継続的に働きかけを続けていきます。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。

新田委員。

○新田委員 はい。今の水道事業の撤回について昨日、説明を受けて理解したというのがありましたが、私は理解できない。水道局長としてお答えできる範囲外になる部分もあるかと思うんですが、客観的な指標が必要だということを、何で7月の時点で提出したときには、その指摘がなかったのかというのがまずクエスチョン。しかも、この県の事業団は先に導入されている神奈川県や岡山県の雛形をもとに出されたと。それには、客観的な指標が足らぬという指摘がないまま、ほぼ同じ文章であるわけでしょ。ということは7月に出された後、総務省の何が変わったのかの説明がなければ、納得はできないですね私は。私はですよ。客観的な指標がなぜここで加わったのか。それは今、三次の水道局長さんに、その回答を求めても返答はない。ただ、昨日4市町がすでに議案提案して、撤回の、他はまだこの後の議会になるんですかね。企業団の今後のスケジュールにいくらかの影響はないですかって言うのが問1。ないと思いますけどね。

もう1つ。うちはこのために議案撤回をこういう手続きを市議会に諮り議会でもあれこれ言われ、といったような報告を、市長を通して総務省にちゃんと伝えるっていうような考えはないですか。

もう1つ。新たに加えられた客観的な指標の今の10分の10という数字が示されたのが加わったわけですけど、事務的経費の10分の10。ごめんなさい。私素人でまだわからんですけど、例えば今年の決算書で言うたら、ここを見ればこれが経費すべてですというのがわかれば教えてください。

○弓掛委員長 加藤水道局長。

○加藤水道局長 はい。まず、7月に総務省との協議において、修正事項等はない、ということについてそれが、なぜ1ヶ月後に変わってきたかということにつきましては、先ほど委員も言われた通り、香川県等のを基にですね、同じ内容の規約で行って、修正はないということをいただきながら、こういったことになったことについてはですね、ちょっと私自身の方も、なぜなのかというところは正直思ってます。はい。

今のスケジュール的にはですね、本市含め4市が上程済みということで、撤回を三次市の場合はさせていただいたということなんですけれども、今後の総務省への許可申請等をですね、考えたときに、どうしても本9月議会です、議決をいただかないと、それこそスケジュールに影響が出るということで、再上程を、再提出をお願いしたところです。9月議会においてですね、議決をいただければ、今後のスケジュールには影響しないというふうに考えております。

○弓掛委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 今回の市議会でもいただいたご意見、昨日もございました議会軽視等々ございましたが、そちらの意見を総務省に伝える意向があるかどうかということでございますけれども、広島県において、広島県企業局がですね、総務省の窓口になって話をさせていただいています。この第291条の9については、人口とか面積とか、それから財政力その他客観的な指標に基づかないといけないっていうこの、負担する、この分布金についての規定があります。この規定で、規定の中にですね、この規定に基づかないといけないって言いながら、協議によって決めるという曖昧な表現になってることに、この状態では許可することができない、設置を許可することができないということでございまして、7月時点では、許可をできるだろうというふうにいただいていたものが変わったわけでございますけれども、その決定に関しては広島県の企業局も、総務省とやりとりを何度かしてくれたんですけども、総務省の許可する方が、それではいけないということで今回の内容になったわけですが、10分の10に関しては、以前から区分経理ということなので、三次の水道事業の会計は、他の会計にまぜない、例えば東広島市の会計とまぜないとか、広島県の会計とまぜないとかってことはもともと決まっていたことなので、それを改めて文章に書いただけでございます。なんですけど、この地方自治法の規定を満たすためには、ここまで書かないと、設置を許可することができないと言われてますので、今回、急遽でございましたけれども、議案の撤回をさせていただいて、また再提出させていただいたという経過でございます。広島県に対してですね、こういったご意見をいただきましたということとはご報告させていただいて、広島県の方が総務省の方に伝えてくれるかどうかということに関しては、向こうの判断になりますけれども、三次市とすれば、広島県に伝えさせていただくということで、整理をさせていただけないかなというふうに思っております。

事務的経費の10分の10は何かということでございましたが、三次の水道事業会計すべてでございます。一般会計からいただく、負担金、それから出資金等についても、三次市の一般会計からもらう出資金とか負担金については、よその事業体の方には回らずに、三次市の水道事業の会計の方に回ってくるということで、

会計をまぜないという意味の10分の10でございますので、その点で、10分の10という表現になっております。

○弓掛委員長 加藤水道局長。

○加藤水道局長 はい。ちょっと補足的に話をさせていただきますと、先ほど課長が言いましたように、通常の出資金及び負担金につきましては、この本規約に関するところでございまして、本部経費、今後ですね、本部経費の負担というものも出てくるというふうに想定をされます。この本部経費につきましては、今後割合をまだ検討されているという段階ではありますが、この本部経費の負担金につきましては、規約で言います。出資金及び負担金には当たらないということで、今後、別途ですね、本部経費の負担というものはありますけども、この規約でいう出資金及び負担金ということとは別扱いということになっております。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 県の窓口の方へしっかり伝えると。いう部分からそこからは県と総務省がどういう話をされるかっていうことなんで、わかりましたが、今ご説明のあった10分の10、水道会計すべてなんです。だから三次市の昨年度の決算書が議案の中にありますが、そこに記されている収益支出のすべてが、今まで通りっていうふうに解釈していいですか。で、後申された、これ以外にも本部負担金が生じる、本部一応できるわけですからね。それは、大きいものでどんなものがあるって、どれぐらいになるだろうという予想があるんなら教えていただきたい。それは、各市町が分け持って、これ別に出さんといけんわけですよ。別に出すということになる。それは三次市の一般会計からということになるんですかね。そこはどうかちょっと教えてください。

○弓掛委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 先ほど申し上げました協議会への負担金でございますけども、協議会自体は、何ですかね。取りまとめという形になるんで、今申し上げたさっきの構成団体が負担する額については、総務的にまとめて事業しなきゃいけなかったりするものを取りまとめるってところに出す負担金でございます。今回の令和3年、4年と予算を通していただきましたけども、準備協議会の負担金、これについての意味合いでございます。なので先ほど申し上げたように、三次市の水道事業会計の中から出すっていう形になるので、その10分の10の中にこれも含まれます。

○弓掛委員長 他にございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 理解できんので、ちょっと教えて欲しいんですが。まず、総合効果が72億円ということで令和5年から44年度までということで、これは水道料金を上げた場合の72億円になるのか。今一般会計から1億ちょっと繰り入れてますよね。それを考えれば、40年いったら40億円ですよ。72億円という、どうなんかっていうのがちょっと理解できんのですが。それで、どこでもって効果が出てくるんかというのが、どうも理解できないし、水道料金が上がるという、上げないで済むのかどうか。そこら辺をちょっと教えてください。

○弓掛委員長 濱口水道課長

○濱口水道課長 最初にお見せした設立についての資料の2ページのところに72億円と書かせていただいております。この内訳の中の再編整備によるコスト減22億円の中身ですけども、これは施設を整備して施設を集約化することで、更新しなくてもよい施設ができます。今の特に南部の浄水場については更新しなくて良くなりますので、そこの更新費用を効果として、こうしなくていいということで費用として見てます。それから国交付金の収入があるということで、国交付金の収入があるので負担減になりますっていうのが23億円です。それから、維持管理費のコスト減の27億円については、施設を集約化することで、その施設自体が減りますので、この減った施設の維持管理にかかるコスト減が27億円というふうに見積もっております。で、この資料ですね、資料の2、それから事業計画案の資料になりますけども、100ページ近い資料ですけども、これの中の計算してるのは水道料金改定をしないということで、料金を据え置いた場合の試算ということにしております。で、例えばですね。すいませんちょっと資料の、ちょっと飛ぶんですけども、82ページにですね、三次市の今後10年間の事業の収益費用を表にした表がございます。これについて料金据え置きケースで計算をしたものでございます。そうした時に、この表では令和9年には1,300万円の赤字が出る計算になっております。で、令和10年に400万円の黒字になって、令和11年から4,800万円の赤字で、そこからちょっと赤字が続くというような試算にはなっております。で、水道事業として成立させていくためには、赤字が連続して続くというのは事業として成り立っていかなくなりますので、料金改定の検討ということをしざるを得ないということになります。で、ただ料金を上げるということだけではなくてですね、その両輪で施設を、維持管理費を抑えていくとかいう努力も当然しながらでございますけども、今企業団で考えているのは5年に1回、料金の検討をするということになっておりますので、そのスケジュールで水道事業を継続できるように、これからも事業させていただこうと思っております。

○弓掛委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今の82ページなんですけども、企業団になったのと単独経営との関係では、大体2027年ぐらいから赤字になってくるということなんです。ですよね。そうすると、そんなに赤字続いちゃいかんわけですけども、あんまり効果が見えてこないんですが、どうしても企業団いかなきゃならんのかというのが非常に疑問に思うんです。それと水源を減らしていくということになれば、確かに維持費はかかからないというのはあるけども、それぞれの地域での、何か災害とかあったときのことを考えれば、送水管を敷く工事費というのが当然かかってくるので、それを見るならば、そっちの方が安くかかるんというふうにご覧いただくからそういう計算が出てくるんだろうと思うんですが、やっぱり地域、それぞれの地域での特色を生かして、その水を守っていくということが重要なんじゃないかというふうの一つ思うんです。効率化だけ考えていくということはどうなのかと。水道っていうのはこれ生存権の保障、具体化した事業だということを聞いております。福祉なのか商品なのかということで、商品化してしまっただけで果たしていいのかと。いずれはこれが、企業団から民間企業へ移される可能性もなきにしもあらずというふうに思っています。フランスでは、民営化したのが

失敗したんで、値上げして、国民から不満が起きて、公営に戻しておるといふ状況も生まれてます。だから、水を商品化してしまうということ自体はおかしいんじゃないかという考え方なんです私は。それでも企業団にしていかんと、維持管理できないということだろうとは思いますが、自治体が責任を持って安い料金で水を供給するっていうのが一番大事なことじゃないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○弓掛委員長 加藤水道局長。

○加藤水道局長 はい。水道本来の目的がですね、安全・安心でおいしい水を持続的に供給していくということは大前提だろうと思ってます。今年度のようにですね、田植え時期前に渇水によって、いわゆる三和町、甲奴町においてですね、水源の水位が低下し、最悪の場合は水が止まるというような状況近くまでですね、いって心配をしたところでございます。その後の雨で回復をしていきましたけども、その関係で先ほどの三和地域、あるいは甲奴地域の方におかれましては、節水の呼びかけもさせていただきながら、プールの使用もですね、制限していただいているというようなことが、毎年ではないと思いますけども、こういったことが予測されます。企業団に統合することによりまして、特に先ほど課長も言いましたように、統合ということですね、南部におきましては、三良坂、吉舎、三和については、現在の浄水場を廃止して、向江田浄水場から水をまわしていくというような計画になってます。当然、雨が降らないとですね、ダム、あるいは馬洗川にも当然影響をすることはと思いますが、そこまでのところになるとですね、大変なことになってこようかと思いますが、当面灰塚ダムから流れる馬洗川から向江田水を取りますので、そういった水不足とかいうところも含めてですね、そういった面では解消できていくというふうにして、市民の方に安全安心の水をですね、供給できていくということもですね、大事な要素にはなろうかと思えます。

○弓掛委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 確かに渇水期対策ということではそれは必要だろうという考えはあるんですか。そういう問題が、例えばこれ企業、山へ行くという設立に向けて、これ市民の皆さんがどれだけの方が理解しておられるかということで見れば、市民の皆さんへの告知ですよ。どこまでされておるのか、ということをお聞きします。

○弓掛委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 水道広域連携の広報につきましては、市役所ほっとニュース、ケーブルテレビで放送してありますが、そちらの方へ令和3年の8月、それから令和4年の3月に、広域連携の取組状況ということで、1週間放送させていただいております、この内容につきましては、市のホームページの方に、動画が上がってますので、そちらの方で見ていただけるようになっております。で、令和2年の8月号から令和4年の3月号にかけて6回、広域連携の取組をしておりますということですね、詳細については、すべて載せられませんが、広島県のホームページを見ていただければということで、ご案内させていただいてるところでございます。その他チラシもですね、令和3年5月号に入れさせていただいて、できるだけ、いつの間にか進み、企業団になったということにならないように、周知をさせていただくような取組をさせてもらってます。



けども、まだ十分ではないと思っております、今後、企業団設立になりましたら他の市町と合わせてですね、広域連携企業団に移行しますっていうことをお伝えできるように、広報をしっかりとしていこうというふうに思っております。

○弓掛委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 広報でいきますということは伝わってると思うんですが、それに対してのその意見とかそういうことを聞いた、聞く場というのはあったんでしょうか。また意見が上がっておれば教えてください。

○弓掛委員長 濱口水道課長

○濱口水道課長 水道広域連携のことに、取組はどうかということですね、いただいたご意見というのはちょっと私の知る限りちょっとないんですけども、ただそれも広報が十分でない部分があるかと思えますので、広域連携に行く理由についてということになるご説明とかですね、そういったことについてありましたら、丁寧なご説明をさせていただこうというふうに思っております。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

新家委員。

○新家委員 何点か質問しますが、最初に今回の企業団設立に向けての、第92号の第16条で、副企業長の任期が4年となっておりますけども、他の企業団議員の任期と違いますよね。そういうことは、この副企業庁というのは、企業団議員の議員以外から、例えば企業庁が任命するのかどうか教えてください。

それから、第20条の、先ほど何人が質問しましたが、企業団の財務のところ、10分の10のところですけども、これは今まで説明いただいた、企業団設立後10年間は単独経理で行うという、その10年間の間の、それぞれ10分の10という負担で解釈しているのか、もしそうであれば、10年以降については、この第20条の条文はまた変更があり得るということなのか、お願いしたいのと、それから説明いただいた資料で、1㎡あたりの水道料金が三次市の場合、令和14年度と令和44年度で、単独と企業団になった場合との差額がそれぞれ示してありますね。14年度で、単独でやるよりも47円少なくて済む。では44年度では83円少なくて済むという、いわゆる企業団としての企業メリットが出るから、単独でやるよりもそれだけ少なくて、値上げ幅が少なくて済むと。値上げがなくなるという意味ではなくて、値上げが少なくなるということなんですけど、この時の給水原価と供給単価、昨日も一般質問で聞きましたけども、逆ザヤは解消できるのかどうか。それから、広島市と7つの自治体が今回未加入ですよね。加入しないという表明されています。これに対して、加入していただくように、スケールメリットを出すように関連していただくように働きかけをするということをおっしゃってましたけども、私はこれは不可能だと思います。広島市のように、人口規模が多いところは、単独で黒字経営ができるわけです。今回、県が主導して14の自治体が集まって企業団組みますが、いずれも人口規模が少なくて、単独経営では経営が成り立たないところが集まってスケールメリットを出して、将来にわたって料金引き上げを抑えて、できれば黒字経営に持っていきたいということからの発案だと思うんですね。ですから、広島市、福山市、人口の多いところは、統合すれば逆に、自分たちのところの料金を引

き上げる方へ左右するわけですよ。今よりも高くなるどころが、何で企業団に入るんですか。私はここは、それ説得しても無理だという具合に思うんですけども、その辺についてのお考えがあればお伺いします。

○弓掛委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 財務の10分の10について、企業団事業開始、令和5年からを予定してはありますが、そこから10年間は、当面10分の10、今の提案させていただいてる内容でやりましょうっていうことになってますんで、その10年後には、それぞれが事業の改善をしていって、なるべく事業間の格差を減らしていって、その時に10年後どうしていくかっていうのを決めましょうっていう話にはなっておりますので、10年間のそれぞれの事業ごとの努力というところで、10年後、判断していくようになります。そうした時に、規約の変更があるかどうかというのですね、その時の判断がまたあるかなというふうには思っております。

それから、1㎡あたりの効果のところ、給水原価のところなんですけど、ちょっとこの資料については持ち合わせてなくて申し訳ないんですけども、損益のところをいいましたら、今の令和14年度企業団になった場合は、販売損、販売分ではなくて赤字部分ですけども、あれが1億7,100万円になる計算です。で、それが、単独経営をした場合は3億4,100万円の赤字になる計算になってまして、1億7,000万円の差があります。で、この差分については水道料金の方、本来だったら、単独経営にしておけば、その差分を水道料金の方でお願いするという形になるかと思っておりますけども、その分、単独ケースよりも企業団になった方が負担していただく数字が少なくなるっていうところで、企業団に行くメリットはあるかと思うふうに思っております。先ほどの説得をするのは難しいっていうところはですね、今回、県と14市町ということになりましたけども、そこに至るまでも、協議を広島市とか福山市とかも含めて協議をしてきた中で、それぞれの区長さんとか議会のご判断があって、不参加ということになっているというふうには思っておりますんで、言われるようになかなか料金を上げてくってという選択を大きい市町がされるかっていうのは、おっしゃるように、難しい部分があるかと思っておりますけども、企業団になった後にはですね、企業団としては、広島市とか福山市とか大きいところ、一緒にやってもらうように努めていくっていうことは必要だろうと思っております、諦めずに、一緒に企業団としてやっていきたいと思いますということを伝えさせてもらいたいなというふうに思っております。

○弓掛委員長 加藤水道局長。

○加藤水道局長 広島市等ですね、不参加ということですけども、ちょっと経営だけを考えた場合には、当然単独で十分経営ができていくというのは承知しておりますけども、本来、国が目指してますし、県としても目指してます、やっぱり県内1水道。これをですね、やっぱり目標としては置いておくべきであるというふうに思いますんで、引き続き、いろいろと協議調整は図っていきますけども、現実的にそういったところが参加する可能性があるかどうかということに関しては現時点ではかなり厳しい。経営に関してですね、単独でいけるということで厳しいかと思っておりますけども、本来広域としてのこのメリットを、基本理念基本方針を定めていますように、水道事業というのは、どの水道事業でも同じだろうと思っておりますので、もう少し広域

というメリットの部分です。全面的に出していきながら、県内1水道というのは目指していく必要は当然あるかと思っておりますので、引き続いて努力をしていこうと思っております。

○弓掛委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 すいません。先ほど副企業庁のご質問いただいたんですけども、副企業庁について今決まっているところと言いましたら、企業庁が企業団議会の同意を経て選任するっていうことと、身分については特別職っていうことに考えたいと思っておりますけども、調整中ということとなっております。で、任期については4年で、調整中となつておりますけども、ここについてどういった方がなるかっていうところまでは、具体的に決まってないというのが副企業庁でございまして、ちょっと回答とすれば、まだ決まってない部分が多いということでございます。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 いやそうじゃなくて、この規約の条文から言いますと、副企業庁は任期が4年であって、通常のこの企業団の議員とは違う人がなられるんでしょうと。企業団の議員が、副企業長になるのとは違うでしょうという。この条文からですよ。そう理解するんですが、それでよろしいでしょうかという質問なんです。ですから、まだ決まってないとかどうでなくて、企業団の議員以外の人を予定してますという、そういう答弁があれば理解しやすいと思います。

それから、今回の14市町が、広島県と一緒に企業団組みますけども、14市町の中で、三次市の現状の水道料金はランクにしてどの辺の位置になるか教えてください。

それから県の1水道事業であって、広島市をはじめとする大きなところにも継続して、働きかけをするという、その気持ちはわかるんですよ。わかるんですが、例えば国の法律でガチッと決めてやるとかですね、そういうような強制力が働かないと、私は不可能だと思うんです。もし仮にですよ。仮に三次市が単独経営で成り立つてあって、今回このような議案を出されれば、私は反対します。単独経営でやっていけるのに、企業団を組んで、料金の引き上げが高くなるのであれば、市民はそれは納得しませんよ。ですから、私が広島市の立場に立てば、一緒になって安い水道料金を引き上げる方になることを、いくらですね、他の市町のところを助けてやろうという精神であっても、それは市民が納得しないと思うんですね。ですから、広島市等を説得するのは非常に難しい。従って今、非常に経営的に脆弱な14の市町が集まって、スケールメリットを出して、国からの補助金をもらって、いろいろな例えば配管の取り替えとかですね、施設の老朽化を改修するのは、国のお金に頼って、後はいろんな施設を減して、将来的にいろいろ負担がかからないようにして、やっていきたいと思いますというのが今回の提案だと思うんですよ。ですからその辺のところをしっかりと、市民にも説明していかなくちゃいかんのではないかなという気がします。で、三次市の位置付けをちょっと教えてください。

○弓掛委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 まず、三次市の水道料金の位置付けでございますけども、お手元の資料の水道料金のとこ

ろが書いてあるのが71ページで、先ほどの供給単価のところになります。こちらを見ていただきましたら、令和2年度の供給単価が203円、これは広域に行くだろうという14市町分ですけども、14市町中11位になっています。高い方から数えて11番目ですね。で、これはですね簡易水道の方は、周辺部の料金ではなくて、旧三次市内分の料金になります。これが、今回料金改定をさせていただくという形になりましたので、次の単独経営のところでは令和14年度となりますと、この順番でいくと高い方から2番目になります。で、令和44年度になりましたら、単独経営でも高い方から4番目です。この順位は統合した場合でも変わらず、14市町の中で高い方から、令和10年度は2番目で、令和44年度は4番目になります。

それから、先ほどの強制力、企業団に入ってもらおうスケールメリットの中で、大きい自治体に入っては広島市とかの大きいところに入ってもらおうということではですね、強制力があれば可能なんですけど、今そういう状態ではないので、効果を示して、企業団に入っていた方がメリットが出ますっていうことを伝えられればですね、検討いただける部分もあるかと思いますが、先ほど議員さん言われましたように、今三次市が企業団に行かないといけない現状を、市民の方にお伝えする中で、企業団に行かないといけない事情を説明することを、優先にして広報させていただこうというふうに思います。

それから、あと先ほど副企業庁の件でございますが、すいませんでした。これはですね、議員さんではなくって、別の方を充てるということになります。

○弓掛委員長 加藤水道局長。

○加藤水道局長 はい。市民の目線から言いますと、どうしても値上げというのは一番身近なところになると思いますが、水道事業本来のですね、水源をしっかり確保して水を供給する、これがやっぱり大原則です。先ほど言いましたように、広域による国交付金を活用してですね、施設の統廃合によってですね、十分な水源を確保し、安全安心な水を供給していく、そこが水道事業の本来のところだと思います。その結果としてですね、料金に繋がる部分は当然あるかと思いますが、そこら辺については、企業団になっての企業団のメリットというものをですね、しっかり周知、PRもさせていただきながら、また維持管理費においても、なかなか単独の場合ではできないDX等の推進、研修におきましても、スマートフォンをですね、スマートメーターによる検診とか、そういったようなところもですね、今後検討もされてますし、単独ではできない、いうところの部分も含めてですね、しっかり参加されない市町においてもですね、広島市とか福山市は大きいですけど、人口的に少ない町のところも今回参加してないところもありますんで、そこらも含めてですね、その広域というところの、何で広域にしていけないといけないかというところ、経営だけじゃなくてですね、いろんな方面もあるかと思いますが、そこら辺も十分情報共有、今後も含めてしながらですね、進めていければというふうに思います。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 すいません。しつこいようですが、私はもう今の状態で、三次市単独で水道事業を続けていくということは極めて厳しいと。むしろ、不可能に近い実態じゃないかなと。これだけ一般会計に頼ってです

よ、毎年毎年繰り入れ繰り入れでやって成り立つ事業ですから、やっぱり企業団に入ってスケールメリットを出して、その中でコストダウンを図ってやっていくという方式を選ぶということは、正しいと思うんですよ。ただ、市民に対してやっぱりいろんな不安がどうしてもつきまといましますし、今の実態から見て、三次市の水道料金の値上げは、今年10月から、来年10月からそれぞれ2段階でやりますけども、そのあとのさらに引き続きやっていかなくちゃいけない状態ですよ。ですから、10年間の企業団設立単独経理をやっておる間に、どこまで適正な料金まで今の価格から引き上げて、しかもそれも市民の皆さんにできるだけ納得していただくような状況でまとめて、しかも一般会計からの繰り出しをなくしていく方向で考えていくということを念頭に、やっぱりこの10年間ってのは非常に大事な時期だと思うんです。だからそこをしっかりとですね、市民の皆さんにも、情報宣伝活動していただいて、納得していただけるような取り組みを、ぜひお願いしたいと思うんです。

○弓掛委員長 答弁いいですか。はい。他に質疑はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 お願いになります。質疑というより。私たち議員には、順次いろいろな説明をしていただきました。それでも、今日こうして委員から様々な疑問の質問が出ております。ご丁寧に答えていただきました。今新家委員からも、最後、締め言葉のようにおっしゃいました。やはり市民は大変不安に思ってます。値上げ、この経済状況ですから、大変生活に困窮してらっしゃる方もたくさんおられます。しかしながら、先ほどらい局長が、安心、安全でおいしいお水を供給する、その思いをしっかりと貫いて、メリットをしっかりと引き出して行って、なぜ値上げしてもこの方がメリットがあるんですよと、崩壊しないお水の供給が、駄目にならないための方策なんだというのをしっかりと市民に強調していただいて説明していただいて欲しいと思います。先ほどらいホームページ等も見ていただくご案内をされてるって言いますが、やっぱりフローチャートとか活字っていうものは、なかなか理解しづらいので、言葉があったり質問があったときには、丁寧に言葉で返して、市民とのキャッチボールに心がけてください。よろしく申し上げます。組織の健全な運営が進められるよう期待しております。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

重信副委員長。

○重信副委員長 昨年来から、この委員会でもその水道については、喧々諤々議論してきました。効率化の経営的な視点でなく、市民の視点に立った検討もしてくれることで前局長も言われておりましたし、本市の人口減少に伴い、事業収入も減っていくわけですから、やっぱり老朽化、また漏水とかいろいろ現場も見に行きましたけども、やはり、課題が多くございます。市民にわかりやすく説明して欲しいのと、あとは、広島県より先んじてやっておられる香川県の事例とかも、情報公開して欲しいんですがよろしく申し上げます。1点ほど質問します。

○弓掛委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 先行してるところで言いましたら、大阪と奈良、それから、香川県いうところがございます。まず香川県のその先行事例を申し上げましたら、設立が企業団になったのが平成29年11月、事業開始が平成30年4月から事業開始をされてます。で、今回の広島県で行う広域連合というところを選んだのは、今のところ広島県だけ、残りは一部事務組合という形になっています。奈良県も香川県も大阪府も一部事務組合です。で、県が先導してやっているところが、広島県、奈良県、それから香川県でございまして、広島県と同じような統合形態、あと事業内容については大阪府の方が、ここは大阪市を除く全市町村ということになっておりますけども、ここも事業形態は経営統合で事業ごとに会計、料金を区分する、というのを選ばれてまして、やる事業についての用水供給事業と工業用水、同事業、それから通常の水道事業ということになっております。で、事業統合形態とか事業内容でいいましたら近いのは大阪府の形態です。大阪府は平成22年設立、平成23年から事業開始になっております。

○弓掛委員長 ちょっと一言だけすいません。私の家にたくさんの方が、よそから泊まりに来られますけども、大抵皆さん三次の水道水はおいしいねって言っていただきます。ぜひそちらの方のアピールもよろしくお願ひしたいと思います。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら、以上で議案第92号の審査を終わります。水道局の皆さん、ありがとうございました。

ここでしばらく休憩いたします。再開は、11時15分といたします。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○弓掛委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。議案第70号「三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例案」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 はい。それでは、産業振興部から議案第70号を説明させていただきます。議案第70号「三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例案」について、ご説明申し上げます。本案は、三良坂町田利に所在します、三良坂交流公園を、三良坂産業団地として位置付け、企業誘致活動を推進していくため、関係条例である三次市工場等設置奨励条例の一部を改正するとともに、三次市三良坂交流公園設置及び管理条例を廃止しようとするものです。その内容は、工場等設置奨励条例に定める既存の優遇制度のうち、土地取得代金の5%を助成する土地取得奨励金と、建物及び設備投資額の5%を助成する、設備等取得奨励金の対象地に、新たに三良坂産業団地を追加し、誘致活動を強化していこうとするものです。三良坂産業団地の概要につきましては別添の資料をご覧いただきたいと思ひます。所在地は、三良坂町田利10261番地の37から40までの4区画でございます。区画の合計分譲面積は44,008㎡です。今回の改正条例案の第4条第3項第2号

中の要件に、三良坂産業団地の土地取得である場合は、エに掲げる要件を除くというのを加えるようにしております。これは、現在の工場等設置奨励条例の土地取得奨励金は、取得用地が1ha、10,000㎡以上と規定をしております。ご覧いただきますように4区画のうち、Bのこの2区画については、1ha以下、10,000㎡以下の面積でございます。従いまして、三良坂産業団地については、この規定を除外しようとするものでございます。そしてこの三良坂産業団地のこれまでの経過を説明させていただきます。本産業団地は、旧三良坂町が田利工業団地として、平成5年度に造成を完了し、以来、誘致活動を行ってまいりましたが、企業誘致実現には至らず、平成15年度末に、三良坂交流公園として再整備をし、公園に用途変更し、新市に引き継いだものでございます。市といたしましては、平成29年度に三次市工業団地の第三期分譲地が完成をしました。そして新たな産業用地として、東酒屋産業用地、民間の所有地でありますけど、四拾貫の産業用地、そして、今回の三良坂産業団地を選定し、この間、企業誘致活動に取り組んできました。このたび、立地の可能性が高まったものと判断したため、条例改正の提案をさせていただくものです。説明は以上です。ご審査の上、ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○弓掛委員長 質疑を願います。

新田委員。

○新田委員 はい。委員長の命を受けまして現地の視察へ行って参りました。これまず、今のそこで地元の方にお話を伺うと、三良坂、吉岡町長時代作ったが、候補としては、老人介護か養護の施設ができるって聞いたんじゃが結局駄目だったという言うて、理由に、水が確保できないというのを言うちゃったんです。上下川の水利権を灰塚ダムができたときに三良坂町が取得しなかったので、水がどうも確保できんで駄目になったらしいってその人は言うちゃった。で今回工業団地として売り出していく動向について、水はそれは単なる噂で水はちゃんと心配ない、あると言うのかどうか。どなたか候補があるのか。橋もつけかえたんじゃ、ちゃんとその分がなくなった後も何とか売れんかと思って橋も農免側へつけかえて、インターへ大型トラックでも行けるようにあっこつたんじゃとかって言っちゃったんですが、それ余談で、今お話を伺うと、あそこの、三良坂交流公園として一区画ほぼ使っておられる。東屋も建って、草も綺麗に刈ってあって、真ん中に長いアスファルト道路がある。なんであるんだろう思って聞いたら、ドローンやラジコン飛行機をよう飛ばしに来てんじやいうて。これはもしかして、そこも工業団地の、いわゆるその買ってくださいという候補なのか、もう1個の提案で三良坂2号公園とか、もう公園にするんじゃこれ住所違いますよね。これはまた別公園の話ですよ。議案のもう1個の議案で三良坂2号公園と書いてある。それはこの東屋も作って滑走路がある公園のことではないとなれば、これは公園は閉鎖するということなんでしょうか。以上申し上げます。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 水の関係でございますけど、この旧三良坂町が造成した時において、簡易水道を引き込まれております。当時から、はい。で、今回、三良坂交流公園という位置付けを廃止して、新たに三良坂

産業団地として位置づけようとするものでございます。ですから、この4区画すべてが三良坂交流公園、現状では今なっております。B、C、D、このエリアですね。これを廃止し、新たに三良坂の産業団地として位置付けていこう、いうものでございます。

○弓掛委員長 誘致のほうで見通しがあるかっていう。

○中廣産業振興部長 はい。今、実際に折衝をしております。ある程度、立地の可能性があるというふうに我々も判断をさせていただいております。はい。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 ということは、仮ですけど申し訳ないけど、その折衝の企業か何かが、A区画が一番広いし、近いし、ということになると、交流公園はもう法的には閉じますよと、ということになるということですよ。ドローンやリモコンで、いや、かなりの人数が来ようってでって言って何ですかちゅうのはわからんですけど。綺麗に草も刈ってあって東屋も作ってあるから、それは工場建てるということになれば当然なくなるというふうに、ということですね。はい。

○弓掛委員長 今の公園利用者の方は大丈夫なんですか。その辺の。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 この定期的に利用されている団体もでございます。団体については、今の動きの方をですね、事前に下話はさせていただいておりますが、正式にこの条例がですね、可決後はですね、また別途、定期利用されてる方に説明をさせていただきたいと思っております。

○弓掛委員長 その他質疑はございませんか。

新家委員。

○新家委員 今新田委員の方から質問があった件に関連するのがあるんですが、誘致について、今、折衝されとるということで、どの辺まで進んでるのかわかりませんが可能性が高いから、今回急遽、公園から産業用地に変換されるんだろうと思うんですね。将来のことも踏まえて4区画あって、1haに満たないところがありますから、今回特例で、三良坂産業用地には1ha以上を適用しないという条項を新たに作られたと思うんですが、それで考え方とすればいいのかどうかということと、水については今、簡水で対応できとるということなんですが、進出される業者によっては、水をたくさん使う業者もあるかもわかりませんし、また水以外の、電気等々いわゆるインフラですよ、インフラストラクチャーについては十分対応できるのかどうかということと、それから今回三良坂産業用地に適用した1haを制限しないということに関して言えば、東酒屋の馬場池の跡地も、確か0.5haあるかないかぐらいのところだろうと思うんですけども、そこも同じように適用できるのかどうか。そういうことになっておるのかどうか。以上お願いします。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 はい。現在折衝をしている企業においては、水の使用というのはほとんどない企業さんでございますので、1ha以上の土地取得という制限を外すという考え方でございますけど、これがすべて



全部売れるという状況にはないと。この今折衝している企業さんが、すべてを買われるという予定はございません。やはり、後々残った区画について、やはり今の企業誘致を促進するにあたっては、企業さん側のメリットとすれば、やはり助成制度といったところになりますので、ここは面積が1ha以下ではございますが、合わせて、その制度を適用させていただいて、販売を促進をしていきたいというふうに思っております。馬場池、東酒屋の産業用地については、この1ha以上というところ、今回三良坂の土地に適用します1ha以下もというところは適用しません。今、東酒屋の産業用地は対象にはなっておりません。しておりません。で、インフラの関係ですけど造成した当時です、電力については高圧の6,600ボルトの電圧の電気の方も引き込みをしております。で、排水等についてもこれ、こちらについては、それぞれの進出企業で浄化槽を設置していただくという、インフラの状況です。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 だからインフラについては、すべてもう完備しておるという解釈でよろしいわけですね。それと、今の馬場池、東酒屋のところは、なぜ適用できないんですか。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 本年の3月議会で条例改正を提案させていただいたわけですけど、その時には、地盤改良、馬場池で池を埋め立てたということで、地盤改良の助成制度を適用させていただきました。で、この土地取得を対象としなかったのはですね、やはり三次工業団地の㎡あたりの単価が、第三期が1万9,000円でございます。で、東酒屋の産業用地が鑑定評価をしていただいて㎡8,000円という単価でございましたので、それ以上価格を引き下げるという必要性はないだろうという判断のもとで、そこは適用外にしております。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 いやいや、同じ三次市の産業用地の候補地として設定してあってね、片方は1ha以下でも対象になって片方は対象にならないというのは、整合性はとれるんですか。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 はい。工場等設置条例で助成の制度を設けておりますけど、その都度都度必要に応じて追加をしてきております。四拾貫の産業用地も、そこだけに適用する助成制度ということで、土地取得代金の20%を助成するという制度になっております。現状に応じた形で、この工場等設置奨励条例の助成内容を加えてきているという経過がございます。で、整合性というか今の、この旧三良坂町が造成して28年あまり経過しますが、やはりここを販売していきたいというところから、この土地取得の対象にして、1haという要件を外していきたいという考え方でございます。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 もうそれ説明がよく理解できないんですけども、その都度都度決めるという、確かにそうやってきますよね、今まで。でも同じ市の産業用地として指定してあってね、例えば東酒屋のあの地区は、工業団地の土地価格に対して安いからという表現をされましたけども、それよりも三良坂の方がもっと安いんじゃない

ないですか。この田利の地区の土地価格と東酒屋の土地価格を比べても、確かに東酒屋の工業団地の時よりは安いかもしれませんが、やっぱり向こう酒屋の方が高いと思うんですよね。でもそこには適用せず、田利の工業団地には、もう30数年間購入がなかったからということも踏まえてかもしれませんが、ここにあって、酒屋にないというのはどうも同じ市の産業用地として、補助金を付けるのであれば、そこはやはり同じようにしていくべきじゃないかなと思いますけど、今後検討してみてください。

○弓掛委員長 その他質疑はございませんか。

増田委員。

○増田委員 すいません。確認の意味なんですけど、先ほどご説明で、すべての区画がすぐ販売できるわけではない、見込みじゃないっていう、全部の区画ですよ、いうご説明だったと思うんですが、その場合、考え方として今回三次市三良坂交流公園設置及び管理条例とか、廃止されるってことなんですけど、考え方によってはこの条例、一部改正して残していく、残りは公園として当面残していくっていう考え方はなかったのか、設置管理条例がなくなるわけですからそういう考え方はなかったのかお伺いします。

○弓掛委員長 山西商工観光課長。

○山西商工観光課長 はい。まずはその交流公園として位置付けさせていただきましたけれども実態として、B区画、C区画、D区画がですね、非常に公園利用として、今の現状としてですね、決して盛んであったということがないというのもまず1点ございます。それから、今後産業用地の方としてですね、企業と折衝していく中で、企業側のスピード感とですね、行政のニーズがまた改めて、どうしても議会の中で、こういった手続きを踏ませていただくということがございます。で、尾道松江線の開通をしてですね、非常にまた可能性があるんじゃないかということも我々も考えまして、これから改めてもう一度ここを販売していきたいということですね、すべてをこのたび廃止させていただいて、産業団地という、1区画ですと産業用地ですけども、団地という位置付けてですね、もう一度販売していきたいという判断によってこのたびすべてを廃止させていただくこととさせていただきます。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 スピード感という部分で大切なことだと思うんですが、その中でちょっと気になるのは現在の設置管理条例、使用料とか、公園としての使用料とか記載している部分もあるんですが、もし仮にすぐ販売できなかった場合で公園として利用していきたいとかいうご意見が出た場合、そのあたり困る部分とか、設置管理条例がない状態で困る部分とかなのか確認の意味でお伺いします。

○弓掛委員長 山西商工観光課長。

○山西商工観光課長 はい。実際に利用料があるんですけども、これはいわゆる占有して使われたい時の利用料で、通常はここに行かれて、野球といいますかちょっとボール遊びをしたりとかっていうようなことで使われるということに関して利用料は徴収していないというのが実態でございます。で、普通財産になる中でですね、ただこういった利用が使いたいと言われる中ではまた、その状況をお聞かせいただきながら柔軟

に対応できることもですね、検討していかなければならないというふうに思っております。

○弓掛委員長 その他質疑はございませんか。

重信副委員長。

○重信副委員長 はい。あの田利地域の市民の住民の方への説明会や、また説明会が行われたならば、田利地域の住民の方がどのような意見が出たのかをお知らせください。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 実際に進出が決定という運びになりましたら、地元へ進出企業の内容とかですね、そういう説明会は持たせていただくように、あえて企業ともお話をしております。

○弓掛委員長 はい。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら、以上で議案第70号の審査を終わります。産業振興部の皆さん、ありがとうございました。

ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入れ替え)

○弓掛委員長 次に、議案第71号「三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

秋山建設部長。

○秋山建設部長 委員の皆様お疲れ様です。建設部から、議案第71号「三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案」についてご説明いたします。本案は、三次市三次町太歳広場ほか3公園を新たに都市公園として設置することに伴い、関係条例である三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。その内容は、別表第1に、三次市三次町太歳広場、三次市三次町本通り広場、畠敷町、三次市新王子公園、南畑敷町、三次市堂山第2公園の4公園の名称及び位置を追加しようとするものであります。三次町太歳広場は、令和2年度に整備し、三次町本通り公園及び新王子公園は、今年度整備完了するものでございます。堂山第2公園は、当時開発業者が都市計画法施行令に基づき緑地広場を設け、平成19年度に三次市へ寄付により公園として整備されていたものでございます。

以上で議案第71号に係る説明とさせていただきます。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 はい。この条例によって都市公園として指定する目的について、少しご説明いただきたいと思っております。調べた中で基準財政需要額の算定等に使われるってということなんで、その辺、財政的なメリット、地方交付税に対してのメリットとかあるんじゃないかと思われるんですが、そのあたり目的という部分をご

説明をお願いします。

○弓掛委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 はい。都市公園ということでございましてお願いをさせていただいておるものがございますけども、そもそも都市公園につきましては、都市公園法の規定に基づいて設置をされる公園でございまして、都市計画区域内の住民の憩いの場でありますとか、交流の場、そういったものを総合的に整備をしていくというものでございます。で、先ほどおっしゃいましたように、交付税措置がですね、国の方から交付税の関係で1,000㎡あたり昨年の実績でいきますと、3万7,000円というような金額が、国の方から交付されるというようなことになっております。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 1,000㎡当たり3万7,000円ということなんで、そんなに大きな金額ではないんですが、それにしても堂山公園等はもう少し早く指定が可能だったら、財政的なメリット等あったんじゃないかと思うんですがそのあたりお伺いしたいと思うのと、2点目として、これに合わせましてもう少し公園ってのはこれだけ都市計画区域内に公園ってのはこれだけではないんで、その他の公園についても、もちろん所管等あるかもしれませんが、指定することができないのか、あわせてお伺いします。

○弓掛委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 先ほど説明させていただきましたように、堂山第2公園につきましては、平成19年度に開発事業者の方から寄付をいただきまして、三次市がフェンスでありますとかいうことの設置をして、公園の体裁を整えましてですね、都市公園ということで設置をしておったわけでございますけども、今回条例改正をお願いするにあたってですね、条例の方と都市公園の台帳の方、チェックしておりましたところ、堂山第2公園が条例から漏れておるということが発覚いたしましたものですから、今回合わせて上程をさせていただいておるものでございます。ご指摘いただきましたように、19年度の時点で、都市公園ということで、手続きをきちっとしておればですね、交付税の対象ということになっただけでございますけども、その辺につきましてはですね、非常に申し訳ないというふうに感じております。それと、その他の公園につきましてでありますけども、三次市にも様々な目的で公園等が設置されておりました、条例とかですね、規約の方で規則ですか、いろんなところで規定されておりますものにつきましては、現在お願いをしております都市公園でありますとか、市街地公園、所管が農政課等になるんでございますけど農村公園でありますとか、多目的広場、それとか公園とか公共広場というようなことで、児童公園とかいうようなのが、もうこういうものに当たって参ります。またその他の公園といたしまして先ほど産業振興部の方からお話がありました、三良坂交流公園でありますとか、吉舎のとみしの里の公園でありますとか、カヌー公園というようなことで様々な施設がございます。それぞれの設置の目的がございまして、一概にその都市公園ということで、交付税の対象になるから都市公園ということでひとまとめにいうのもですね、考える余地としてはあろうかと思っておりますけども、そういったことで、本来の設置の目的等が失われるということになっていけませんの

で、その辺につきましては、財政課も含めまして、協議の余地はあるかというふうには考えます。

○弓掛委員長 よろしいですか。はい。他に質疑はございませんか。

新田委員。

○新田委員 今回の堂山第2公園を管理条例に加えるという意味が、1つは国からの交付金が得られるということなんですかね。私も現地へ参りまして見たら、この提供いただいた写真は随分前じゃないかと。今とても使える状況にはないですよ。東屋の中のベンチも崩れ、東屋も草ぼうぼうでとてもあそこへ座って語らいなどできない。水道もついていきましたが出ない。街灯もついてますが多分、タイマーなんかであれなんでしょうね。ご近所の方にも話を聞いたら、もう常会の者もみんな年をとって、前はみんなで出て草刈りよったんじゃが、もうそれもできんよなってシルバーへ毎年1回は頼まにやいけんようになって、それだけでも4万円かかるとかいようちゃった。さらにちょっと気づいたのはフェンスが、公園の形状で、先がとんがって船の穂先みたいになってる。そこにフェンスが立ってる。そこから道路までは、かなりの高さがある。子どもだったらこの先行きたいだろうな、それで越えてどうこうかなと。昨今幼稚園のフェンス云々の事故もありましたし。そうすると、日常的な管理が、どこが責任を負うのかというの、常会じゃとてもしんどくなる。それは今後どう考えていくんだろうかと。都市公園として指定されました。幾らかの交付金を受けられますが、安全管理や草刈やどうこうする管理がもう地元で負えんというところも、もしかしたら今後増えていくんじゃないかな、というような気がして、そこらでこういった部分で克服していきたいとかどうこういうのがあれば教えていただきたい。

2点目。畠敷町の何とか公園も行ってみたんですが、ここはできたばかりで綺麗に整備されて、写真を見るとロープで張ってあるところが公園ということですね。新しい真砂が敷いてあって、撮ってきましたからね。ここまで新しい真砂が敷いてありますよね。ここまで。ここまで引いてあるんですよ。ここバラスのところは、こっち側に車庫がある。自動車が止めてある。で、反対側へ倉庫みたいな、小屋みたいな、で道路と。公園はここまでですか。道路からこのちょっと幅があって、じゃここ車庫があって小屋があって、これはここまで、いやここもいずれ整備されるのかというのが2点。それから、三次市の公園ですよ。三次町の石畳や、これは今のもののけから、本通り石畳商店街等々への、1つのもののけプラスアルファの取組の観光戦略みたいなのは、新しくできた観光何とか協会等の協議の中で、これは普通のっていうか、ベンチがあってすべり台があって、とかいうんじゃない、もうちょっともののけ的な公園にしてさらに誘客の、あるいはここへ流れを作ろうというような観光戦略があるのかなのか、いうのを教えてください。以上、3公園について。

○弓掛委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 堂山公園の管理につきましてはですね、堂山公園を設置する時点で、地元の自治会の方と管理協定を結んでおります。施設整備については市が行いましたけれども、通常の管理については、堂山の自治会の方でお願いをするということで協定になっております。ですから通常の草刈りでありますとか

光熱費の負担でありますとかそういうような維持管理については、地元の方でお願いをいたしております、市の方では遊具の点検でありますとか、そういったものについて実施をしておるということでございます。おっしゃられますように、地元の方も高齢化が進みまして、なかなか管理が十分にできる状況でなくなるといってお話は先般、こちらの方でも伺っておりますけれども、今の段階では協定書に定めております、堂山の方、自治会の方で管理をお願いするということになろうかと思えます。今後、管理ができませんというようなこととなります、例えば委託管理とか、そういうようなことも考えていかなきゃいけないというふうには思いますが、現時点では、自治会の方との協定に基づいて、管理をお願いしておるということでございます。次に畠敷新王子公園の整備につきましては、現在、奥側の方のロープを張っております、奥側の方は、整備が一応終わっておりますので、地域の子どもたちのために暫定的に開放をしておるということでございまして、今年度、ロープの部分から前側につきましては、今後、今、設計書をまとめておりますけれども、工事を発注をして、公園としての整備を完了する予定でございます。で、三次町の広場につきましては、本会議の方でもご質問いただいて答弁をさせていただきましたけれども、基本的には、地域の子どもの遊び場でありますとか、憩いの場、または街歩きをされる方の休憩のスポットというふうなことでございます。もののけの話はどうかということでございますけれども、DMOの方ともいろいろと協議をさせていただいております、多目的にイベント等でも使用できるようなレイアウトということでやっておりますので、今後、地域のイベントでありますとか、もののけで行われるイベントのサブ会場というような位置付けでの使用をしていただければ、整備していった意味があろうかというふうに思っておりますので、今後につきましても、地元の自治連とかDMOと協議を重ねてですね、有効な使用の方法について検討していきたいというふうに思っています。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 自治会へ管理を委託する堂山公園、自治会へ管理を委託する、先ほど言った草刈り、光熱費、フェンス点検、遊具の点検をそういったその都市公園にしたことによる、幾らかの国からの、自治会へというふうにおっしゃいましたけど、たぶん自治会の中の、いち常会がそこを管理してる、常会長さん、あそこです、言うちゃったんですけど、行ったけどおってんなかったんで、常会長ではないんですが、近所の方が、それは今後、例えば常会にいくらかの、そのうちから管理にかかる経費というのが助成される。助成されるけど、草刈りはシルバーへ頼んで4万円。1回してもらうには。けど、日常的に水道じゃ、電気じゃ、フェンスの点検じゃ、ちょっともう年寄りで手に合わないよ、というのが今後増える可能性はないですかという質問にまだお答えがないと思うんで、それをどう考えていくかというのが1点。

もう1点。畠敷わかりました。また広がるんですね。こっちでね。はい。もう1つ忘れとった。太歳神社の都市公園、今度加わりますよね、太歳神社の。で、この例の石のトイレですよ。トイレが塗ってある。太歳神社にも行って見たんですが、あの区画だけを公園という「たてり」になるんですね。トイレのとこだけ。でも、なんか市役所から来て、境内にも何かあったときにはベンチを置かせてくれみたいな話もしたんじゃ、

とかいうのを言われたと。それはどういう、市としての意図があるのかってというのが1。それから20年の契約なんじゃって言っちゃったんですが、20年たったら使ってもいいし、撤去してもいいというふう聞いておる。これ、撤去費用は本人負担、市が持つんですか。すいません。以上お願いします。

○弓掛委員長 秋山建設部長。

○秋山建設部長 はい。まず南畑敷の堂山第2公園でございますけども、維持管理をしていただいているのは、堂山第2常会という常会でございます。当時、この公園の管理運営に関する協定書というものを結んでおりますけども、その協定書の内容としては、施設の清掃、草刈り、植栽の管理、電気・水道料の支払い、すべて市からは無償で委託をしているという状況でございます。で、これについてこの協定がもう履行できないよということになれば、地元の方からご相談をいただいて、今後どういうふうな維持管理方法をしていったらいいかというのは、地元の方と協議をしていくことが必要というふうに考えております。確かに現在、かなり草も生い茂ってる状態でありまして、そういう状況も把握をしておりますので、これはまた地元の方からですね、ご協議をいただければというふうに思っております。

○弓掛委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 太歳広場のトイレにつきましては、おっしゃられますように太歳神社のトイレ、境内の一部、トイレの敷地として70㎡を無償でお借りをしてですね、トイレを整備したものでございます。一応無償で使用させていただけるということに20年ということでございますけども、できることであればですね、その20年の時点でまた延長のお願いをさせていただきたいというふうには思いますが、もし、その時点で、もう契約更新ならんというようなことになってですね、もし撤去ということになれば、市の方で撤去していくということになろうかと思っております。

○新田委員 こういう堂山公園みたいなのが多く、今後増えていくという課題はございませんかっていう質問にまず答えていただかないと。

○弓掛委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長。はい。公園の管理につきましては指定管理で、指定管理者に指定管理料を払って、管理をしてもらったりですね、委託管理ということで自治連さんの方にお問い合わせをして、委託管理料をお支払いをして、管理をしていただいておりますというようなケースがほとんどということで、この堂山につきましては設置した時点の経緯等もあってですね、そういうことで地元の方に協定を結んで、ご負担をいただいておりますというようなことでございますけども、先ほど部長の方も申しましたように、今後そういったケースが出てくればですね、委託管理というような形にして、何らかの委託料を支払うとか、その管理者を変更するとか、そういうようなことも必要になってきようかと思っております。ケースといたしましてはですね、この堂山の第2公園のみが今、その協定での管理をお願いしておるという状況でございます。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 教えてください。さっきの太歳神社のは、トイレの範囲だけが公園という解釈なんですかね、でいいのかということとあわせて、三次本通りの広場ですが、これはどこまでが範囲なのか。写真の左側通路が駐車場か道路かなんかわからのがあるんですが、そこは含まれているのかどうかということと、さっきも出とったんですが、どういう公園にしていくかっていうのがまだはっきりしてない状況なんで、それを先に公園として条例で認定してものかどうかという気がするんですが、そこら辺ちょっと、教えてください。

○弓掛委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 はい。太歳広場の敷地につきましては、トイレを建築しております敷地を含めてですね、約70㎡の敷地を設定をさせていただいて、それを無償で借り受けて、今回公園として指定をさせていただこうというふうにしておるものでございます。三次町の公園につきましては、敷地の範囲でございますけども、現況アスファルトで舗装してある部分も含んでですね、現在建物を解体して更地になっております土の部分、すべてを含んで公園の用地ということでございます。先ほど申しましたように、公園の設置の目的といたしましては、基本的には地域住民の方の憩いの場ということでございますけども、敷地の立地とする状況とか規模感を見ますとですね、多目的に利用していくのが最善であろうということで、地域のイベントでありますとか、もののけ関連のイベント、そういったものにも多目的に利用ができるような施設計画をしておるものでございます。

○弓掛委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 だから、できてないものを都市公園条例として認定してええんかどうかっていうことが1つと、底地ですよ。土地の所有者をちょっと教えてください。それぞれは、太歳神社は太歳さんがなっとるんだろと思うんですが、無償で借りるといことですが他のは全部所有権はどうなっとるのか。

○弓掛委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 はい。土地の権利でございますけれども、堂山第2公園につきましては先ほど言いましたように、寄付を受けまして三次市の底地、土地となっております。新王子公園につきましても、土地の所有者の方から寄付を受けまして現在公園として整備を行っておるものでございます。三次町のこれにつきましては、昨年度、公園用地として土地を取得させていただいておりますので、現在は三次市の名義になっております。太歳神社につきましては、ご指摘いただいている通り、太歳神社の土地を無償で借り受けておるとい状況でございます。

○弓掛委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

新家委員。

○新家委員 管理等についていろいろ先ほど議論があったんですけども、堂山第2公園については、地元管理ということで伺ったんですけども、その他の3つの公園については、その管理については市が直営でやるのか、あるいはまた委託されるのか、どのようにお考えなんでしょうか。

○弓掛委員長 大前都市建築課長。



○大前都市建築課長 3公園の管理につきましてですけども、太歳広場のトイレにつきましては、現在トイレの清掃等の業務につきましては、地元の福祉団体に業務委託をいたしまして、完了していただいております。で、畠敷の新王子公園と三次町の広場につきましては、現在は当面の間、直営で管理をしていくように考えております。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 太歳神社のトイレの清掃等については、委託料をいくらか支払ってお願いしとるという解釈でいいんですね。

○弓掛委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 はい。ご指摘いただいている通り、委託料を支払っております。

○弓掛委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら、以上で議案第71号の審査を終わります。建設部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○弓掛委員長 それでは、委員会審査報告書に沿って、議案ごとに討論採決を行います。これより、議案第92号「広島県水道広域連合企業団の設立について」討論を行います。討論願います。

伊藤委員。

○伊藤委員 広域化について、いうことになりますけども、広域化することで果たして水道料金の値上げに繋がっていくということも含めて、本来自治体が守らなければならないものが守れなくなってくるという立場から、反対したいと思います。

○弓掛委員長 はい。他にご意見ございませんか。

新家委員。

○新家委員 私は賛成の立場で討論したいと思うんですけども、先ほどの質疑の中でもいろいろと申し上げたんですが、三次市の水道事業をこれから単独でやっていくという観点に立つと、水道料金等の値上げの問題も絡めてですね、非常に厳しい状況は当然うかがえると思います。今の人口減少の問題、それからいろんな面でのこの施設の老朽化等のコストアップなど考えると、当然いくらかの料金値上げ、これからお願いしなくちゃいけないんですけども、さらにそのあと単独経営ということになると、非常に厳しい。やっぱりスケールメリットを求めて、広域化で企業団を作って、その中で合理化を図って、将来の料金引き上げの幅を抑えていくという観点に立っていかないと、安心安全な水の供給ができなくなる恐れが出てきますんで、こういった確かに、種々細かいところで問題があるかもしれません。あるかもしれませんが、それをしっかりこれから対応していただくということを含めてですね、やっぱり将来の三次市の水道事業をどうするかということについては、やっぱり広域化で考えていくべきだと思います。一般会計からの繰り出しをこのままず

っと続けていくのか。企業団としてちゃんとしていくのか、その辺の整理もね、私は必要だと思うんですが、今回の提案された企業団設立については、賛成の立場で討論いたしました。

○弓掛委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第92号を採決いたします。本案に賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数と認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第70号「三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例案」について、討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認めこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案」についてを、討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わります。

次に、委員長報告であります。今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いいたします。なお、ご意見は、議案審査に関係するものとしてください。付すべき意見はございませんか。

新家委員。

○新家委員 水道企業団への加入の件なんですけども、今までいろいろ議論があったように、反対討論もありましたし、やっぱりその市民に対して、なぜそうすべきかということをしつかりと行政の方から情報発信をして、市民が安心できるような形での運営をぜひやってもらいたい。

付け加えていただきたいと思います。

○弓掛委員長 他にご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 それではお諮りいたします。委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任い

ただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ではそのようにさせていただきます、後日タブレットへ入れさせていただきますので、よろしく  
お願いいたします。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。これにて産業建設常任委員会を閉会といたします。

委員の皆様、ご苦労さまでした。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月8日

産業建設常任委員会

委員長 弓 掛 元